

なぜ？
なんで???
どうして???

国保料の通知にびっくり

所得が減ったのに値上げ

国民健康保険料の減免申請を

国保加入者へ一斉に保険料納入通知書が送られています。保険料算定方式の変更により今回新たに10万7千世帯が平均33,000円の保険料の増加となります。負担軽減のためにも減免制度を大いに活用しましょう。

★ まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認します

「7」または「5」の場合
「特別軽減」で1人につき年間2,000円免除されます。

「2」の場合
「特別軽減」で1人につき年間2,000円免除または、障がい者、寡婦（寡夫）、65歳以上の方は「均等割」の3割が免除されます。

※（減額額⑥=0）で、
「空欄」の場合 「所得割額④」に金額のある方

- 夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割が減免される場合があります。
- 障がい者、寡婦（寡夫）、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。
- 所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。

《見本：Aさん宅に届いた通知書》

◎ 年間保険料額						◎ 保険料額⑧		◎ 差引増減額 (①-②)	
	所得割額④	均等割額⑤	減額額⑥	割合	減免額⑦	(④+⑤-⑥-⑦)			
	円	円	円		円	円	円	円	円
前回 (変更前)	*****	*****	*****	*	*****	*****	*****	*****	*****
今回 (変更後)	3,359	101,586	50,794	5	0	54,150	54,150	54,150	54,150

◎ 月割額 (熱田 区分)									
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前回 (変更前)	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****
今回 (変更後)	4,400	4,400	4,850	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
納付済額	4,400	0	0	0	0	0	0	0	0

※「特」と表示されている月は、その月の徴収方法が特別徴収(年金天引き)であることを意味します。

申請には平成24年中の所得の申告が必要です。済ませていない方はすみやかに市民税課へ申請してください。

住民税を基準に保険料をきめる方式から、所得をもとに保険料を決める方式に変更したため今回、値上げになる世帯が多く生まれました。扶養控除が多かった世帯などで厳しい値上げになります。

せめて保険料の減額(国制度)と減免(市独自制度)をフルに活用しましょう。65歳以上の方や低所得者の方など、申請すれば国保料を下げる可以降低ることが少なくありません。

国民健康保険(国保)には申請をすると保険料や医療費などの負担が軽減される制度があります。その中に市内約18万世帯が特別軽減の対象となる制度があります。しかしあまり利用されていないのが実情です。
通知書の減額額⑥の「割合」という箇所に2・5・7のいずれかの数字が記載されている方は、申請をすると1人につき2,000円減免されます。
対象者の人数は国保料納入通知書のしたの方にある「保険料算定内訳」の人数の中に「〇人」と記載されていますので複数人の場合は全員分申請しましょう。

申請は極めて簡単！保険証と国保料納入通知書を持って区役所の保険年金課または福祉課へ行けばどなたでも申請できます。(印鑑不要)

申請のさいには他の減免制度の対象になるかどうかあわせて質問しましょう。